

# 横浜市乳児等通園支援事業認可・確認等要綱

制 定 令和7年3月21日ここ施第1514号（局長決裁）

改 正 令和8年3月5日ここ施第1056号（局長決裁）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定に基づく乳児等通園支援事業（以下「本事業」という。）の認可（以下「認可」という。）及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2第1項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）、横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例（令和7年2月横浜市条例第1号。以下「認可基準条例」という。）及び横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例（令和8年2月横浜市条例第1号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認可・確認等を行うことを目的とする。

### （定員）

第2条 一般型乳児等通園支援事業の利用定員は、原則として総定員を定めるものとする。ただし、保育室等の面積、職員の配置等を勘案し、本事業の適正な実施を図るため市長が必要と認めるときは、各年齢別に定めることもできることとする。

2 前項の利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業の利用定員は、原則として総定員を定めるものとする。ただし、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の確認において定められた同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員の空き枠を超えて受け入れることはできない。

### （建物の構造）

第3条 認可基準条例第5条第2項を満たす本事業を設置する建物の構造は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあつては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

(2) 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと。（昭和56年5月31日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済みのもの）

### （建物・設備基準）

第4条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の構造及び設備は、認可基準条例、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）のほか、次の基準による設備を有しなければならない。

(1) 基準設備・面積等

設備区分	基準
乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室	0歳児及び1歳児が同じ部屋で過ごす場合は、ベビーフェンス等で区画すること。なお、他の施設・事業と一体的に一般型乳児等通園

	支援事業を行う事業所においては、他の施設・事業の利用乳幼児の使用に支障をきたさないこと。
屋外遊戯場	屋外遊戯場を設ける場合は、本事業の利用乳幼児が実際に遊戯できる面積とする。なお、他の施設・事業と一体的に一般型乳児等通園支援事業を行う事業所においては、他の施設・事業の利用乳幼児の使用に支障をきたさないこと。
調理設備又は調理室	食事の提供を行う場合は、認可定員に見合う設備及び面積を有し、安全面に充分配慮し区画すること。なお、他の施設・事業と一体的に一般型乳児等通園支援事業を行う事業所においては、他の施設・事業の利用乳幼児の使用に支障をきたさないこと。
便所	認可定員に見合う設備及び面積を有していること。なお、他の施設・事業と一体的に一般型乳児等通園支援事業を行う事業所においては、他の施設・事業の利用乳幼児の使用に支障をきたさないこと。

乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室（以下「保育室等」という。）の面積は、次に掲げる固定式家具等を除いた面積で基準を満たすこと。

（例）

- ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚
- イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上 140cm の空間を確保したものを除く。）
- ウ 手洗い器
- エ ピアノ

(2) 遊具等

保育室等には、本事業の実施に必要な遊具・玩具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。

2 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の構造及び設備の基準は、認可基準条例、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）のほか、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる要綱の定めるところによる。

- (1) 保育所 横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱（平成 18 年 1 月 24 日福子施第 248 号）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 横浜市認定こども園認定・確認等要綱（平成 27 年 10 月 1 日ここ施第 1083 号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱（平成 27 年 3 月 31 日こ保整第 1659 号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱（平成 27 年 3 月 26 日こ保整第 1465 号）

（職員の要件等）

第 5 条 一般型乳児等通園支援事業の職員の要件は、次のとおりとする。

- (1) 認可基準条例の定めによるものとする。
- (2) 従事する職員のうち、保育士以外の従事者は、以下の研修を修了した者を配置すること。
  - ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5（3）アに定める基本研修及び 5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」(平成 21 年 10 月 30 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修

2 余裕活用型乳児等通園支援事業の職員の要件は、認可基準条例のほか、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる要綱の定めるところによる。

- (1) 保育所 横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱(平成 18 年 1 月 24 日福子施第 248 号)
  - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 横浜市認定こども園認定・確認等要綱(平成 27 年 10 月 1 日ここ施第 1083 号)
  - (3) 幼保連携型認定こども園 横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱(平成 27 年 3 月 31 日こ保整第 1659 号)
  - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱(平成 27 年 3 月 26 日こ保整第 1465 号)
- (職員配置基準)

第 6 条 職員配置については、認可基準条例の定めによるものとする。

2 乳児等通園支援従事者の数は、児童数を乳児等通園支援従事者配置基準数で除し、小数点以下を四捨五入したものとする。ただし、各年齢別に定員を定めている場合は、児童数を年齢別乳児等通園支援従事者基準数で除し、小数点 1 位(小数点 2 位以下切り捨て。)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

(実施方法)

第 7 条 本事業の実施方法については、定期利用を推奨するものとし、一般型(在園児合同)、一般型(専用室独立実施)、余裕活用型を事業実施者の施設・職員配置状況等により選択し、あらかじめ決めておくこと。

2 開所日数、時間、受入人数については、ニーズや受入態勢を鑑み事業実施者にて適切に設定すること。

(実施内容)

第 8 条 本事業の実施者は、実施方法等に応じて適宜次の各号を参考とし、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することに努めなければならない。

- (1) 保育所保育指針(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号)
- (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 29 年 3 月 31 日 3 府省告示第 1 号)
- (3) 幼稚園教育要領(平成元年文部省告示第 23 号)
- (4) こども誰でも通園制度の実施に関する手引

2 地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。

3 本事業の実施者は、認可基準条例第 5 条第 5 項の定めるところにより、福祉サービス第三者評価を受審・公表し、常にその改善を図るように努めること。

(食事)

第 9 条 食事の提供の有無については、乳児等通園支援事業者が判断するものであること。ただし、特に離乳食の提供体制や体調不良など、個々の状況に応じた対応が可能かどうかについて、乳児等通園支援事業者において十分に検討を行うこと。

- 2 食事の提供を行う場合には、衛生管理や栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応等について、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（令和7年9月こども家庭庁）、「授乳・離乳の支援ガイド」（令和元年3月「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会）を参照して対応するほか、食物アレルギーを有するこどもについては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」（平成31年4月厚生労働省）を参照し、医師の診断及び指示に基づき対応すること。
- 3 外部搬入により食事の提供を行う場合においては、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年9月5日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の2（3）における「搬入施設から搬入を行う際の要件」を踏まえ、次の各号に留意すること。
  - (1) 乳児等通園支援事業を利用している乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）に対する食事の提供の責任が当該乳児等通園支援事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
  - (2) 当該乳児等通園支援業所又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
  - (3) 調理業務の受託者を、当該乳児等通園支援事業者による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする
  - (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること
  - (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること
- 4 外部搬入を行うことができる者は、次の各号のいずれかとする。
  - (1) 当該乳児等通園支援事業所と一体的に運営されている保育所等
  - (2) 当該乳児等通園支援事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等  
(保険への加入)

第10条 本事業の実施者は事業を実施するにあたり、施設賠償責任保険、児童傷害保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入しなければならない。

第2章 社会福祉法人又は学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）による認可申請  
(審査基準)

第11条 社会福祉法人等から本事業の認可に関する申請があった場合には、法第34条の15第3項の規定に基づき、法第34条の16第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準により審査するものとする。

第3章 社会福祉法人等以外の者による認可申請  
(審査基準)

第12条 社会福祉法人等以外の者から本事業の認可に関する申請があった場合には、法第34条の15第3項の規定に基づき、法第34条の16第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次の各号の基準により審査するものとする。

- (1) 法第34条の15第3項第1号に定める「本事業を行うために必要な経済的基礎があること」は、次に掲げるア及びイを満たすものであること。

ア 本事業を経営するために、必要なすべての物件について所有権を有し、若しくは本市等から貸与又は使用許可を受け、又は第 12 条及び第 13 条に規定されている要件を満たしていること。

イ 直近の会計年度において、本事業を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3 年以上連続して損失を計上していないこと。

(2) 経営者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

(3) 法第 34 条の 15 第 3 項第 3 号に定める実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、ア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当すること。ただし、イについては、事業者の事業規模等に応じ、市長が認める場合に必要に応じて要件を課すこととする。なお、アの「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）及び乳児等通園支援事業をいうこと。

ア 実務を担当する幹部職員が、保育所等において 2 年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育の利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（本事業の運営に関し、本事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営者に、乳児等通園支援（法第 6 条の 3 第 23 項に規定する本事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。）の利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号に掲げられた基準に該当しないこと。

（認可の条件）

第 13 条 社会福祉法人等以外の者に対して本事業の認可を行う場合については、以下の条件を付すことができる。

(1) 法第 34 条の 16 第 1 項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

(2) 収支計算書又は損益計算書において、本事業を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

(4) 市長に対して、毎会計年度終了後 3 か月以内に、次に掲げる書類に、本事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 前号に定める本事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）

エ 前号に定める本事業を経営する事業に係る前会計年度における企業会計の基準による借入金

明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

#### 第4章 不動産の貸与を受けて設置する本事業の特例

（不動産の貸与を受けて運営する乳児等通園支援事業の認可の基本方針）

第14条 不動産の貸与を受けて本事業を運営する場合は、事業等を経営する者が安定的、継続的に行われるために、次条及び第16条の要件を満たすものでなければならない。

（地上権・賃借権の登記）

第15条 貸与を受けている土地又は建物については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められる場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

- (1) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
- (2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

（その他）

第16条 その他、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。
- (2) 社会福祉法人以外の法人が不動産の貸与を受けて本事業を行おうとする場合、前号の財源とは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該事業が安定的に運営可能と認められる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。ただし、②の額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額することができる。

#### 第5章 認可及び認可内容変更手続

（事前協議）

第17条 事業認可の申請をしようとする者は、事業計画書を添付した「乳児等通園支援事業認可事前協議書（第1号様式）」を提出するものとする。

2 市長は、前項に基づく提出があったときには、法第34条の15第3項各号に掲げる基準及び認可基準条例に適合するかどうかを審査するとともに、同条第4項に基づいて横浜市児童福祉審議会に意見を聴くものとする。

3 市長は、前項に基づく協議の結果を「乳児等通園支援事業認可事前協議に係る選定結果について（採択通知）（第2号様式）」又は「乳児等通園支援事業認可事前協議に係る選定結果について（不採択通知）（第3号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（認可申請）

第18条 前条の協議の結果を踏まえ本事業を運営しようとする者は、規則第36条の36に基づき、「乳児等通園支援事業及び特定乳児等通園支援事業の認可・確認申請書（第4号様式）」に必要な書類を添付して、市長へ事業認可の申請をするものとする。

（認可）

第 19 条 市長は、前条の規定に基づき申請された本事業の認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。

2 市長は審査の結果、当該本事業の運営を認可する場合は「乳児等通園支援事業及び特定乳児等通園支援事業の認可・確認通知書（第 5 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

3 当該本事業の運営を認可しない場合は「乳児等通園支援事業及び特定乳児等通園支援事業の不認可・確認することができない旨の通知書（第 6 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（内容変更の手続）

第 20 条 認可内容のうち認可を受けた者に大きく関わる事項（定員、事業規模等）の変更をしようとする場合は、あらかじめ市長に相談をするものとする。

2 認可内容の変更をしようとする者は、規則第 36 条の 36 に基づき「乳児等通園支援事業及び特定乳児等通園支援事業認可・確認内容変更届（第 7 号様式）」に必要な書類を添付して、期限までに市長へ届け出なければならない。

（廃止又は休止に関する協議）

第 21 条 乳児等通園支援事業の廃止又は休止を行おうとする者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長の承認を受けなければならない。

2 建物等について国又は市の補助がなされた本事業を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長宛に協議しなければならない。

（廃止又は休止の手続）

第 22 条 本事業を廃止又は休止しようとする者は規則第 36 条の 37 に基づき、前条に定める協議後、「乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書（第 8 号様式）」に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認する場合は「乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（第 9 号様式）」により、承認しない場合は「乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書（第 10 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

## 第 6 章 確認等の手続

（確認等の手続）

第 23 条 子ども・子育て支援法第 54 条の 3 にて準用する第 44 条、第 47 条の規定に基づく確認及び確認内容の変更に関する手続は、第 18 条から第 208 条の規定を準用し、同法第 54 条の 3 にて準用する第 48 条の規定に基づく確認の辞退に関する手続は、別に定める様式により、第 5 章に定める設置認可等の手続と併せて行うものとする。

## 第 7 章 事業改善措置等

（事業者に対する措置）

第 24 条 市長は、本事業の設備又は運営が認可基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 法第 34 条の 17 第 3 項の規定に基づく改善の勧告又は命令を「乳児等通園支援事業の改善の勧告（命令）について（通知）（第 11 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

(2) 法第 34 条の 17 第 4 項の規定に基づく事業の制限又は停止の命令を「乳児等通園支援事業の事業の停止命令について（通知）（第 12 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

(3) 法第 58 条第 2 項の規定に基づく認可の取消しを「乳児等通園支援事業の認可の取消しについて（通知）（第 13 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、本事業の事業者が確認基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、別に定める様式により、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 54 条の 3 にて準用する第 51 条第 1 項に基づく勧告又は同条第 3 項に基づく命令

(2) 子ども・子育て支援法第 54 条の 3 にて準用する第 52 条第 1 項に基づく確認の取消し又は確認の効力の停止

#### 第 8 章 その他

第 25 条 本事業の認可に関して必要な事項は、この要綱によるほかこども青少年局長が別に定める。

#### 附則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 3 月 21 日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。